

会長通牒

改正公認会計士法の施行に当たって

平成 16 年 2 月 17 日
日本公認会計士協会
会 長 奥山 章雄

公認会計士法が昭和 41 年以来 37 年ぶりに改正され、本年 4 月 1 日からいよいよ施行される。

今回の改正は、我が国資本市場の活性化、監査と会計の複雑化・多様化・国際化への対応、我が国の会計監査に対する国際的な信任の確保等のためになされたものである。

我々は、この改正を真摯に受け止め、改正法第 1 条で謳われた公認会計士の使命、すなわち、「監査及び会計の専門家として財務に関する情報の信頼性を確保することにより国民経済の健全な発展に寄与する」ことを強く自覚し、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実にその業務を遂行していくとするその職責を全うすべく、日々の業務で自己研鑽に励み、実践していくことを改めて社会に宣言するものである。

会員各位におかれては法改正の趣旨等を真正面から受け止め、改正法が実のあるものとなるよう積極的に前向きに対応していただきたい。

なお、改正法のうち下記事項については特にご留意願いたい。

1．監査人の独立性強化への対応

海外での不正会計事件や国内での近年の虚偽証明事件を背景に、改正法により監査人の独立性強化のための措置として、大会社等への監査証明業務と非監査証明業務の同時提供の禁止、公認会計士の同一の大会社等に対する継続的監査の制限(いわゆるローテーション)

公認会計士の就職制限が導入された。また、被監査会社との経済的又は身分的独立性の關係に関する規制の見直しも行われ、被監査会社等の株式保有又は出資の全面禁止などの措置が講じられた。

ローテーションや株式保有等は、すでに当協会倫理規則などでの自主規制としての取り組みがなされてきたものであるが、今後は、より慎重な対応が図られなければ法によって処分されるということに十分留意していただきたい。

しかし例えば、非監査証明業務の同時提供の禁止や就職制限が、監査業務の指導機能や公認会計士の高度な専門性までを否定するものであると解するべきではなく、会社等の公正な事業活動を図るという公認会計士の使命の観点からも、法で許容される範囲で会社等の指導育成に一層努めるべきである。

2．公認会計士・監査審査会によるモニタリング

これまで協会が自主規制として行ってきた品質管理レビューの実効性を高めるため、「公認会計士・監査審査会」が協会の品質管理レビューをモニタリングしていくという制度が新設導入された。

公認会計士・監査審査会がモニタリングした結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適

当であると認められるときには監査事務所等への立入検査が実施され、適正な運営を確保する必要があると認められる場合には、事務・業務の改善の指示が出されることになる。

各監査事務所におかれては、なお一層の業務管理体制の整備に留意されたい。

3．指定社員制度の導入

改正法で、指定社員制度が導入され、監査法人社員の責任が一部限定されることになった。近い将来、有限責任パートナーシップ（LLP）制度が導入される可能性も踏まえ、各監査法人においては、指定社員制度を積極的に導入することを望みたい。

4．継続的専門研修制度の充実

改正法の第28条で「公認会計士は、内閣府令の定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。」という規定が新設された。

これは日本公認会計士協会が自主規制としてすでに義務化してきた継続的専門研修（CPE）制度が法制面からのサポートを受けたものであり、CPEの一層の充実を意図したものである。会員各位におかれては、公認会計士の職責を全うするためにも、自己研鑽のより一層の充実に留意されたい。

5．規制緩和への対応

規制緩和の観点から日本公認会計士協会の会則に標準報酬に関する規定を設けることが撤廃された。これを受け平成15年12月2日開催の臨時総会において会則変更が行われ、標準報酬規定は全廃された。

今後は、会員各位がその業務内容等に基づいた報酬を被監査先に請求していくことになるが、適切かつ十分な監査日数を確保した上で適正な報酬が算出されるよう留意されたい。少なくとも低廉報酬に該当するとして、日本公認会計士協会から注意喚起させることのないよう望むものである。

以 上